財政の健全化　～令和３年度決算報告～

財政の健全化って？？
町の最も主な会計である「一般予算」等に生じている赤字の大きさを、町の財政規模の割合で表したもの

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」（平成 19 年６月施行）に基づき、町の財政状況について毎年度公表することとなっています。

指　　標	令和３年度
実質赤字比率 歳入－歳出＝黒字のため算出なし	―
連結（全会計）実質赤字比率 歳入－歳出＝黒字のため算出なし	―
実質公債費比率	7.7
将来負担比率 基金（預貯金）積立額の増加等により算出なし	―
資金不足比率（東串良町水道事業会計） 資金不足が生じなかったため算出なし	―

実質公債費比率の推移（%）

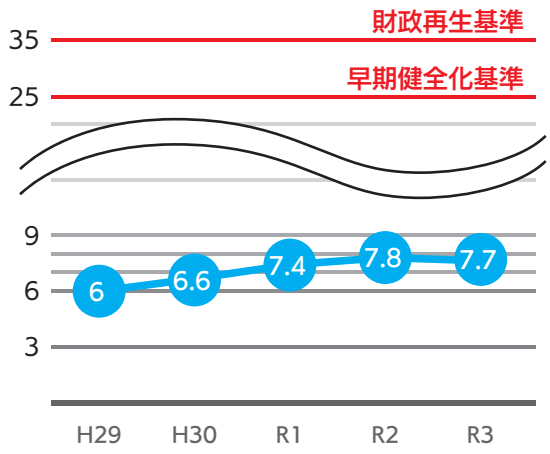

～用語の説明と解説～

■実質赤字比率
「一般会計」に生じている赤字の大きさ

■連結実質赤字比率
国保・介護・後期・水道等の特別会計を含むすべての会計に生じている赤字の大きさ

■実質公債費比率
負債（借入金・地方債）に対する返済額（公債費）の大きさ

■将来負担比率
現在抱えている負債の大きさ

■資金不足比率
公営企業の料金収入の規模と比較し、経営状態の悪化の度合い

■早期健全化基準（実質公債費率 25%以上、将来負担比率 360 以上）
早期に改善が必要とされ、速やかに財政健全化計画を策定し健全化を図る必要がある。

■財政再生基準（実質公債費率 35%以上）
ただちに財政再生計画の策定が必要。
抱える負債が国の管理下に置かれるため、
自主的な財政運営ができなくなる。

近隣市町団体の状況

	人　口		実質公債費比　率	将来負担比　率
	平成27年国勢調査より	令和２年国勢調査より		
東串良町	6,530	6,237	7.7	－
鹿 屋 市	103,608	101,096	5.8	－
垂 水 市	15,520	13,819	8.3	－
肝 付 町	15,664	14,227	6.5	－
錦 江 町	7,923	6,944	6.1	－
南大隅町	7,542	6,481	10.2	－
大 崎 町	13,241	12,385	8.1	－

毎年の借金返済額が増えると、
この数値が高まるんだって！
今後も借金が増えすぎないように
気を付ける必要があるね！